

自転車通行の正しいルールとマナーを守り、自転車事故をなくしましょう！

町内で自転車による交通事故が多発しています。交通事故をなくすには道路整備だけでなく、自転車に乗る人がルールやマナーを守り、安全運転を心がけることがたいせつです。自転車事故の現状や、自転車事故をなくす対策として実施している町の取り組みを紹介します。

環境防災課 ☎84-0314

ストップ! 自転車事故



子どもたちは指導員の話熱心に聞いていました

子ども自転車運転免許講習を実施

6月19日(金)、開成小学校で4年生を対象に「子ども自転車運転免許講習」を実施しました。

今年で3回目となる自転車運転免許講習は、自転車に乗り始める小学生の年代から自転車の正しい乗り方やルール、マナーを徹底させることで、将来にわたって

長期的な交通事故防止につなげることを目的としています。

子どもたちは、まず、開成小学校体育館に集合し、学科テストを行いました。

事前に交通標識や、自転車に乗るときに守らなければならない正しい乗り方やルール、マナーを勉強していたので、みごと全員が合格しました。

次にグラウンドにつくられた

模擬コースへ移動し、松田警察署、町交通指導隊の指導を受け、実技講習を行いました。しっかりとヘルメットをかぶり、「後方よし」と元気な声で安全確認し、安全運転でコースをまわりました。

子どもたちは、学科、実技ともに一生懸命取り組み、7月17日(金)に町長から「自転車運転免許証」の交付を受けました。

◆皆さんも正しく理解していますか？

子ども自転車運転免許講習で行われた学科問題の一例です。安全に自転車に乗るために知っておかなくてはならない決まりです。すべて、○か×で答えてみてください。

No	問	題
1	この標識があるところは、車はだめだが自転車ならば走ってもよい。	
2	この標識は、近くに駅があります、という意味である。	
3	自転車に乗るときは道路の左端で、左側から乗車する。	

(答え) 1 × (この標識は「歩行者専用」の標識です。この標識のあるところでは歩行者以外、車も自転車も通れません) 2 × (この標識は「踏切あり」の標識です。この標識の近くに踏切があります) 3 ○ (問題のとおりです)

開成町の自転車事故状況

開成町では平成20年中に70件の交通事故が発生しており、そのうちの20件が自転車事故となっています。発生場所も1箇所集中しているわけではなく、町内全域で発生しています。全事故に占める自転車事故の割合は28・6割になります。神奈川県内で9番目に自転車事故の割合が高い市区町村となっています。

神奈川県交通安全対策協議会では、全事故に占める自転車事故の割合が高い(県内平均を3割以上上回る)市区町

開成町における自転車事故件数の推移(松田警察署調べ)

年	全事故件数	うち自転車事故の件数	全事故に占める自転車事故の割合
平成16年度中	105件	29件	27.6%
平成17年度中	102件	27件	26.5%
平成18年度中	85件	24件	28.2%
平成19年度中	84件	17件	20.2%
平成20年度中	70件	20件	28.6%

村と、自転車事故による死者の数が2人以上の市区町村を「自転車事故多発地域」と定め、自転車事故防止に努めています。

平成20年の県内の全事故に占める自転車事故の割合は23・6割だったため、平成21年に開成町は「自転車事故多発地域」に指定されました。

自転車事故をなくすためには、道路などの整備だけでなく、自転車利用者が正しいルールやマナーを身につけることがたいせつです。

今後も、自転車の利用しやすいまちづくりを進めていくとともに、自転車運転免許講習や、乗り方街頭指導など、関係機関と協力しながら、交通事故防止に取り組んでいきます。



自転車利用者が正しいルールやマナーを身につけることがたいせつです

自転車のルールとマナーをもう一度確認しましょう。

自転車も車の仲間です

自転車はだれでも気軽に乗ることが出来ます。

しかし、自転車を運転しているときは、事故の被害者になるばかりではありません。

ルールを守らなかつたり、マナー違反をしたりすれば、加害者になることもあります。

自転車は軽車両として自動車と同様に道路交通法が適用され、罰則があります。

例えば、自転車と歩行者の事故により歩行者を死傷させた場合で、自転車利用者に過失(不注意)がある時には、自転車利用者は刑法第211条の「重過失傷害罪」などが適用される

ことがあり、罰則は、5年以下の懲役もしくは禁固または50万円以下の罰金です。

これだけは守ってください!

自転車安全利用5則

- ・自転車は、車道が原則、歩道は例外
- ・車道は左側を通行
- ・歩道は歩行者優先で、車道よりを徐行
- ・安全ルールを守る(禁止されている行為はしない)
- ・子どもはヘルメットを着用

道路交通法によって禁止されている行為

- ・飲酒運転
- ・携帯電話を使いながらの運転
- ・傘をさしながらの運転
- ・信号無視
- ・夜間の無灯火運転
- ・右側走行
- ・二人乗り(16歳以上の運転者が6歳未満の子とも1人を幼児用座席に乗せている場合は除く)
- ・二人以上が並んでの走行(道路標識により並走することが出来る場所もあります)

「自転車の安全な乗り方・マナーを競う県大会で健闘」

7月4日(土)、横浜市文化体育館で第40回交通安全子ども自転車神奈川県大会と第4回交通安全3世代ふれあい自転車神奈川大会が開催されました。

開成町からも一チームずつ参加しました。選手たちは、大会に向けて6月22日(月)から7月3日(金)までの10日間、町交通指導隊や駐在所の警察官から指導を受けて大会に臨み、学科テスト、安全走行テスト、技能テストを行いました。

「交通安全子ども自転車神奈川県大会」

交通安全子ども自転車神奈川県大会には、神奈川県内の小学生26チームが参加し、開成町からは、昨年度足柄上地区大会で優勝したチーム(6年生4人)が出場しました。結果は第7位と、惜しくも入賞は逃しましたが、一生懸命がんばりました。個人では、今井さんが「8の字コース」で敢闘賞を受賞しました。

(出場選手) 井上華花さん、今井ちはるさん、小島華さん、小林七海さん

「交通安全3世代ふれあい自転車神奈川県大会」

交通安全3世代ふれあい自転車神奈川県大会には、神奈川県内から子ども世代・親世代・高齢者世代の各一人ずつでチーム構成された14チームが参加し、開成町からは、一チームが出場しました。惜しくも入賞は逃しましたが、三人力を合わせてがんばりました。

(出場選手)

子ども世代 柳澤帆乃夏さん
親世代 嘉山由之さん
高齢者世代 石井 勝さん



大会に参加した子どもたち